

福島再生加速化交付金（第70回）《帰還・移住等環境整備第56回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：1,060百万円 国費：775百万円

※福島県、6市町村、2組合（13事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○水道施設整備事業

・浪江町等において、水道施設の整備を行います。

《468百万円（312百万円）（1町1組合2事業）》

○農業基盤整備促進事業

・浪江町等において、農業基盤等の整備を行います。

《444百万円（338百万円）（2町1村3事業）》

○原子力災害被災地域事業所整備等支援事業

・大熊町において、産業交流施設の整備を行います。

《43百万円（32百万円）（1町1事業）》

○移住・定住促進事業

・福島県において、12市町村内の移住・定住等の促進に資する取組を支援します。

《13百万円（10百万円）（1県1事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第70回）《帰還・移住等環境整備（第56回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第70回）《帰還・移住等環境整備（第56回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第70回）《帰還・移住等環境整備（第56回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：復興庁加速化交付金班

担当：上野

電話：03-6328-0255

福島再生加速化交付金（第70回）《帰還・移住等環境整備
（第56回）》市町村等別交付可能額

（単位：百万円）

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
南相馬市	15	12
楡葉町	60	47
大熊町	52	41
双葉町	0.9	0.9
浪江町	722	517
飯舘村	151	116
福島県	13	10
双葉地方広域 市町村圏組合	0.9	0.9
双葉地方水道企業団	46	31
計 (県、6市町村及び2組合)	1,060	775

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第70回)《帰還・移住等環境整備(第56回)》 市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

南相馬市

- 事業番号:37(子育て支援のための拠点施設整備事業)
- ・地域子育て支援拠点施設整備事業(効果促進事業その2)《新規》
【15百万円(12百万円)】

飯舘村

- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
- ・農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)
【127百万円(98百万円)】
- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
- ・飯舘村産業団地整備事業(小宮地区)
【24百万円(18百万円)】

楢葉町

- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
- ・農業基盤整備促進事業 上繁岡松ヶ岡地区外《新規》
【60百万円(47百万円)】

福島県

- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
- ・福島再生加速化交付金市町村交付事業
【13百万円(10百万円)】

大熊町

- 事業番号:23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
- ・大熊町学校給食施設食品放射線測定機器整備事業《新規》
【8百万円(8百万円)】
- 事業番号:47(原子力災害被災地域事業所整備等支援事業)
- ・大熊町産業交流施設整備事業
【43百万円(32百万円)】

双葉地方広域市町村圏組合

- 事業番号:22(放射線測定措置・機器等整備支援事業)
- ・モニタリングポスト点検校正事業
【0.9百万円(0.9百万円)】

浪江町

- 事業番号:20(水道施設整備事業)
- ・浪江町水道施設整備事業
【422百万円(281百万円)】
- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
- ・農業基盤整備促進事業(浪江地区)
【257百万円(193百万円)】

双葉地方水道企業団

- 事業番号:20(水道施設整備事業)
- ・富岡第二産業団地水道管整備事業(小良ヶ浜地区)
【46百万円(31百万円)】

福島再生加速化交付金(第70回)《帰還・移住等環境整備(第56回)》 交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
19	生活環境向上支援事業
20	水道施設整備事業
22	放射線測定装置・機器等整備支援事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
37	子育て支援のための拠点施設整備事業
42	農業基盤整備促進事業
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL: <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

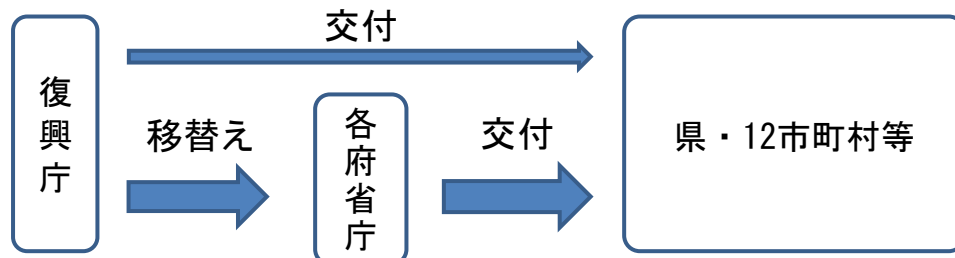
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業